

政策資料

No.211

《復刊106号》
1984年4月1日

巻頭言 対馬孝且……………1

特集

- 昭和59年度予算政府案に対する主要組替え要求……………2
- 昭和59年度予算修正共同要求……………6

資料

- 国民のための豊かな森林づくり、国有林野事業の民主的発展、充実のために……………10
- 政府の医療保険制度改革案の問題点と党の態度（案）……………13
- 政府の年金改革に対する社会党の年金改革の構想（案）……………20
- 郵政省の電々公社改革“骨子”案に対するわが党の見解……………31
- 豪雪対策と雪害救済に関する申し入れ……………32
- 「不動産取引公正審査機構」（仮称）設立の中止を求める申し入れ……………33
- たばこ・塩事業の改善についての申し入れ……………35
- 国鉄運賃値上げと地方交通線に対する割増運賃制導入反対の申し入れ……………36

日本社会党政策審議会





「高齢化社会へ展望のある 社会保障制度の確立を望む」

対馬 孝且

国会対策委員会副委員長

第一次、第二次の石油危機を背景に、世界的な経済停滞から、また、第一次石油危機前後の財政運営の失敗もあって、わが国財政は一〇〇兆円（五十八年度末一一〇兆円）を越す国債発行を余儀なくされている。

こういった事態からの脱却を指し、行財政改革が政府の政策目標として五十六年以来掲げられている。無駄を排し、真の行政の効率化に反対するものではないが、政府の行財政改革では、四十年代後半からの社会保障費の増大と教育費の増加が、財政赤字の主因のようにいわれ、最近数年の予算編成は、社会保障費抑制のための財政改革の観すら呈している。

一方で、戦後一貫して暗黙ではあるが採られていた防衛費の伸び

を上回る社会保障費の増加という予算編成方針も、五十六年度予算で破られてからは、防衛費優位が定着したようにさえみえる。五十九年度も、防衛費の伸び六・五％に対し、社会保障関係費の伸びは二％に過ぎない。

ゼロシーリングの予算編成のもとでは、どこか（防衛費）を拡大するためには、いづれか（社会保障費・教育費）を縮小する必要があるといった型で削減が為されているのが実態である。

資本主義社会のもとで、避けられない所得分配の不平等化を是正する仕組みこそ、累進税率による租税制度であり、あるいは、低所得層への給付をはじめとする各種の社会保障制度である。この租税制度が、資産所得の優遇や税務執

行面での厳正さに欠けることから機能せず、さらに、社会保障制度面での給付の後退、抑制が進むのでは、とても現政府の財政が、所得再分配の機能をより良く果しているとはいえない。

五十九年度予算でも、医療費に対する大幅な国庫負担の削減とそ
の大衆への転嫁、児童扶養手当、生活保護等の合理化の名のもとでの給付範囲の縮小、手当額の基準の抑制凍結、失業者の雇用保険に基づく失業手当の給付基礎日額の低額化、所定給付日数の短期化、六十五歳以上の者の適用除外等、昨年来、実施されてきた老人医療の有料化、年金の物価スライドのストップ等、国民の将来の社会保障に対する信頼度を弱めるものといわざるを得ない。

さらに、現在、広義の社会保障の分野で、問題なのは、政府が雇用における男女平等の立案を審議会まかせて明確な態度を表明していないことである。

差別撤廃条約は、単に雇用における男女平等を保障するというだけのものではなく、世界人権宣言以来の人権思想に裏打ちされたものであり、それぞれの国の国民が、真に人権が守られ、雇用の場でもまた、家庭においても、その能力が発揮され、家庭と労働を両立させることによって国の発展に寄与し、ひいては人間として国際平和に貢献しようとする権利の確保を崇高に宣言したものであるはずである。その批准のための国内法の整備を遅らせるというのでは、働く大衆の権利を守って行く政府の態度とは到底いい得ない。

二十一世紀に向けて、高齢化社会に明るいうイメージをもてるような、展望のある施策の展開を我が党主導で進めなければならぬ。

（つしまたかかつ・参議院議員）

特集

昭和五九年度予算政府案に対する主要組替え要求

日本社会党政策審議会

昭和五九年度予算政府案は、大衆増税、福祉切り下げ、軍備拡大による「国民生活犠牲、将来不安増幅」の予算案である。

わが党は、内需主導経済による生活向上、対外貿易摩擦の解消、赤字財政の立て直し等のための展望を明らかにすることが、来年度予算の課題であると考え、そのための緊急課題を提示し、政府にその実現を求めてきた。しかし、政府は、軍事費の優先突出をはかる一方で、国民生活を犠牲にする予算編成を行った。したがって、わが党は、最低限の予算組替えを下記事項のとおり行うよう要求する。これらの事項は緊急を要し、かつ、「生活安定、平和保障の経済財政改革」を進めるに不可欠な課題である。

組替えの主要事項

1 一兆九、〇〇〇億円の所得減税

(億円)

(1) 所得税を一兆四、〇〇〇億円減税する。 △ 五、三〇〇

① 人的控除を各六万円引上げ、給与所得控除、税率等を改める。

(最低税率および最高税率は現行どおりとする)

② これにより、課税最低限度額は、標準(四人)世帯で二五〇・七万円に引上げられる。

③ また、パート収入者の非課税限度額は、現行七九万円(政府案八八万円)が九五万円に引上げられる。

(2) 住民税を五、〇〇〇億円減税する。

△ 一、八七〇

① 人的控除を各五万円引上げる。なお、給与所得控除の引上げを適用する。

② これより、課税最低限度額は標準世帯で二〇〇万円に引上げられる。

(3) 所得税減税財源等

一一、五七八

不公平税制を是正し、大法人と不労所得者に負担を求めることよって確保する。

(4) 地方税減税財源

△ 一、八七〇

別途措置する。

2 大衆増税の撤回

△ 四、二二〇

(1) 酒税の増税を行わない。

△ 三、二〇〇

(2) 物品税の増税を行わない。 △ 三五〇
 (3) 石油税の増税を行わない。 △ 六七〇

3 建設国債を活用する 二、三三三

公共投資財源を建設国債でまかなう。

4 防衛関係費の凍結 △ 一、八〇四

昭和五八年度当初予算額と同一額とする。

5 福祉・教育等の充実 六、八二五

(1) 医療保険の改悪をやめる。 四、一九五

① 健康保険本人一割負担を行わない。 (二九三)

② 高額療養費の自己負担限度額の引上げを行わない。 (三)

③ 現行制度の継続により国庫負担の削減を行わない。 (二、三五五)

④ 国民健康保険に対する国庫補助率の引下げは行わない。 (一、五四四)

(2) 児童扶養手当制度の改悪を行わない。 八

(3) 年金等の物価スライドを実施する (4.4%)。 二九〇

(4) 福祉年金等を引上げる。 一、八〇〇

老齢福祉年金 月二五、一〇〇円↓月三〇、〇〇〇円

障害福祉年金 (一級) 三七、七〇〇円↓ 四二、五〇〇円

児童扶養手当 三二、七〇〇円↓ 三七、五〇〇円

原爆被爆者健康管理手当 二五、一〇〇円↓ 三〇、〇〇〇円

ホームヘルパー制度を充実する。 二四

五九年度人員一九、九〇八人に五、〇〇〇人の人員増をはかる。

(6) 失業対策を後退させない。 四三

六五歳以上の就労日数 (現行二〇・五日) を短縮しない。

(7) 私学助成費の減額を行わない。 四二

① 私立大学等の経常費助成を前年度と同額とする。

② 私立高校等の経常費助成を前年度と同額とする。

(8) 育英奨学金制度の改悪をやめる。 四四

① 有利子貸与は行わない。

② 無利子貸与を減らさず、前年度と同水準を確保する。

6 不要不急経費の削減 △ 三、〇〇〇

(1) 不要不急の補助金等を削減する。 △ 一、五〇〇

(2) 原子力関係費、石油国家備蓄費、主任手当等々。 △ 一、五〇〇

医療費のむだを省く。
 薬価基準の引下げ、高額医療機器の購入抑制、領収書発行の義務づけ、医療機関に対する指導監督の徹底等を行う。

7 生活関連公共投資等の拡大 二、三三三

(1) 公営・公団・公庫住宅の建設を増やす。 一、〇〇〇

① 公営住宅七、〇〇〇戸増

② 個人住宅融資、改良貸付三〇、〇〇〇戸増

③ 住宅公団の建設増

(2) その他の生活関連公共事業を増やす。 一、〇〇〇

公共下水道、都市再開発、文教施設費、治山治水

組替えバランス（政府案の修正額）

（単位：億円）

項目	増額	項目	減額
（歳入）			
1. 不公平税制の是正等	11,578	1. 所得税減税	5,300
2. 建設国債の活用	2,323	2. 大衆増税の撤回	4,220
計	13,901	計	9,520
（歳出）			
1. 福祉・教育等の充実	6,815	1. 防衛関係費の凍結	1,804
2. 生活関連公共投資等の拡大	2,323	2. 不要不急経費の削減	3,000
3. 国債費	47		
計	9,185	計	4,804

- （注） 1. 予算規模は政府案より4,381億円増となる。
 2. 修正主要項目は8大項目である。
 3. 修正額は、歳入1兆3,901億円、歳出9,185億円である。
 4. 人事院勧告は、完全実施し、補正予算で処理する。

(3) 森林づくりとみどりの利用
 国有・民有林野の植林を増やし、災害を防止し、
 いこいの場をつくる。
 (4) 過大校の解消
 等を充実する。

<参考>

表1 税率

現行		改正案		政府案	
所得区分	税率	所得区分	税率	所得区分	税率
60万円以下	10%	70万円以下	10%	50万円以下	10.5%
120 "	12	140 "	12	120 "	12
180 "	14	200 "	14	200 "	14
240 "	16	250 "	16		
300 "	18	以下現行と同じ		300 "	17
400 "	21			400 "	21
500 "	24				
600 "	27			600 "	25
700 "	30				
800 "	34			800 "	30
1,000 "	38			1,000 "	35
1,200 "	42			1,200 "	40
1,500 "	46			1,500 "	45
2,000 "	50			2,000 "	50
3,000 "	55			3,000 "	55
4,000 "	60			5,000 "	60
6,000 "	65				
8,000 "	70			8,000 "	65
8,000万円超	75			8,000万円超	70

二三

三〇〇

（億円）

8 国債費の増額
 学校用地取得費の補助を増やす。
 建設国債の発行にともない、国債費を増額する。

表2 給与所得控除

	現 行	改 正 案	政 府 案
最低保障額	50万円	60万円	55万円

控 除 率	所 得 区 分		
	現 行	改 正 案	政 府 案
40%	150万円まで	180万円まで	165万円まで
30	300 "	360 "	330 "
20	600 "	600 "	600 "
10	1,000 "	1,000 "	1,000 "
5	1,000万円超	1,000万円超	1,000万円超

表3 課税最低限度額(所得税)

家族構成	現 行	改 正 案	政 府 案
独 身 者	849千円	1,021千円	946千円
夫 婦 者	1,161	1,397	1,301
夫 婦 子 1 人	1,619	1,952	1,833
夫 婦 子 2 人	2,079	2,507	2,357

表4 課税最低限度額(個人住民税)

家族構成	現 行	改 正 案	政 府 案
独 身 者	774千円	935千円	817千円
夫 婦 者	1,010	1,225	1,096
夫 婦 子 1 人	1,247	1,528	1,471
夫 婦 子 2 人	1,634	2,000	1,888

表5 不公平税制の是正

(単位:億円)

項 目	備 考	増 収 額
1. 法人税率の引上げ	大企業の法人税率を2%(42%→44%) 引上げ	1,318
2. 利子・配当所得の源泉税率の引上げ	一般源泉税率(20%→25%)、源泉分離 選択税率(35%→40%)の引上げ	4,800
3. 給与所得控除の頭打ち	年収1000万円以上の控除額の頭打ち復活	600
4. 配当税額控除の廃止		350
5. 青色申告控除の廃止		300
6. 有価証券取引税の引上げ	有価証券取引税率を2倍に引上げ	3,100
7. 社会保険診療報酬課税の特例の廃止		1,110
合 計		11,578

特集

昭和五九年度予算修正共同要求

日本社会党・護憲共同
公明党・国民会議
民社党・国民連合
社会民主連合

昭和五九年度予算政府案は、国民の期待にそうものではない。所得税・住民税減税が不十分なうえに、大衆増税や健康保険の本人負担の増大を強行し、国民生活を圧迫している。また、景気対策にも極めて消極的である。

われわれはこのような予算を到底、認めることはできない。したがって、下記の項目について修正を共同して要求するものである。

記

1 所得税・住民税減税の拡充（内は平年度、単位：億円）

(1) 所得税減税の上乗せ 四、三〇〇(三、七四〇)

- ① 基礎控除、配偶者控除および扶養控除を政府案に加えて、それぞれ一万円を引き上げ各控除三四万円（政府案三三万円）とする。 一、八〇〇(一、六〇〇)
- ② 最低税率を一〇%（同一〇・五%）とその課税対象範囲六〇万円（同五〇万円）を据え置く。

(2) 住民税減税の上乗せ 一、〇〇〇

- ① 基礎控除、配偶者控除および扶養控除を政府案に加えて、それぞれ一万円を引き上げ各控除二七万円（政府案二六万円）とする。 八〇〇
- ② 障害者控除など特別人的控除を各二万円上乗せする。 二〇〇
- ③ 六〇年度からの所得割の最低税率の引き上げを 二〇〇

③ 給与所得控除の最低控除額を政府案に加えて五、七〇〇(一、五〇〇)万円引き上げ六〇万円（同五五万円）とする。 五〇〇(四〇〇)

④ 障害者控除など特別人的控除を政府案に加え、各三万円の引き上げを上乗せする。 三〇〇(二四〇)

この結果、所得税の課税最低限は標準世帯で、二四二・〇万円（政府案二三五・七万円）となる。また、パート収入者の非課税限度額は、九四万円（同八八万円）に引き上げられる。

見送る。

この結果、住民税の課税最低限は標準世帯で一九五・二万円（政府案一八八・八万円）となる。

注）修正案による所得税・住民税の減税額は、初年度一七、一〇〇億円（政府案一一、八〇〇億円）平年度一五、四九〇億円（政府案一〇、七五〇億円）となる。

2 大衆増税の撤回

(1) 国税関係

- ① 酒税の税率引き上げの見送り
- ② 中小企業の法人税率の引き上げの見送り
- ③ 物品税の課税対象の拡大、税率引き上げの見送り
- ④ 石油税の税率引き上げ等の見送り

(2) 地方税関係

- ① 自動車税、軽自動車税の引き上げの見送り

〔減税財源および増税撤回財源の確保〕

1 所得税減税、投資減税、大衆増税撤回分（国税）

(1) 不公平税制の是正

- ① 有価証券取引税の引き上げ
税率を株式分については〇・九〇％（現行〇・五五％）に引き上げる。

- ② 貸倒引当金等の繰入れ率の縮小

- ③ 貸倒引当金等を実態にあわせて見直す。

- ④ 給与所得控除の頭打ち復活

〇

年収一、〇〇〇万円以上の所得者に対する給与所得控除は頭打ちとし定額（二〇九・五万円）とする。

- ④ 所得税の最高税率の引き下げの見送り

- ⑤ 所得税の最高税率は七五％に据え置く。

- ⑥ 納税環境の整備

- ⑦ 所得捕捉の格差是正、脱税防止など徹底する。

- ⑧ 利子、配当所得に対する課税の適正化

- ⑨ 利子、配当所得の分離課税率を強化する。

- ⑩ 景気浮揚による税収確保

- ⑪ 所得税、住民税減税の拡充、公共事業費の追加、投資減税等景気浮揚による税収確保

- ⑫ 外国為替資金特別会計からの一般会計繰入れ額の増額

- ⑬ 昭和五八年度に生ずる決算上の剰余の一般会計繰入額（二、二〇〇億円）を増額する。

昭和三十八年度に生ずる決算上の剰余の一般会計繰入額（二、二〇〇億円）を増額する。

2 住民税減税、自動車税等の引き上げの見送り分（地方税）

住民税減税分等の財源は、事業所税の地方自治体の課税権の拡大、利子、配当所得に対する課税の適正化、地方自治体の行政経費の節減などによって確保する。

3 景気対策の充実

- (1) 公共事業費の追加

政府案の公共事業費を一兆円追加する。

- (2) 中小企業に対する設備投資減税の拡充

投資減税の対象設備に、流通・サービス業の新設、

〇

一〇〇〇

二、〇〇〇

一、二〇〇

一、七〇〇

一、六二〇

二、三三〇

一〇、〇〇〇

一、〇〇〇

修理、改造を含める。

注) 公共事業費の追加の財源は建設国債をもって充
当し、建設国債の追加発行による国債費の増加は
二〇〇億円程度と見込む。

4 医療保険制度の改悪阻止 二、四九六

(1) 被用者保険本人の給付率九割への引き下げの撤回 二九三

(2) 高額療養費自己負担限度額引き上げの見送り 一一三

(3) 国庫負担の導入による退職者医療制度の創設 二、二〇〇

5 福祉・文教予算の充実 一、四五〇

(1) 年金等の増額

年金等の物価スライドの引き上げおよび福祉年金
等の年金額を引き上げる。

(2) 児童扶養手当制度の改悪の見送り

(3) ホームヘルパー制度の充実

(4) 私学助成費は経理の合理化を前提とし五八年度並
みを確保

注) 歳出の増加については、医療費の適正化のほか、
行政経費の節減、補助金の合理化等によって措置
する。

以上の修正により一般会計規模は、政府案より一兆円増額し五一兆
六、二七二億円となる。

修正規模は、歳入関係二兆一、五二〇億円、歳出関係一兆四、一四六
億円、総額で三兆五、六六六億円となる。

給与所得控除

	現 行	改 正 案	政 府 案
最低保障額	50万円	60万円	55万円

課税最低限度額 (所得税)

家族構成	現 行	改 正 案	政 府 案
独 身 者	849千円	1,010千円	946千円
夫 婦 者	1,161	1,376	1,301
夫 婦 子 2 人	2,079	2,420	2,357

課税最低限度額 (個人住民税)

家族構成	現 行	改 正 案	政 府 案
独 身 者	774千円	827千円	817千円
夫 婦 者	1,010	1,118	1,096
夫 婦 子 2 人	1,634	1,952	1,888

共同修正要求による歳入歳出増減表

1. 歳入

(単位: 億円)

増 加 分		減 少 分		初年度	平年度
1. 不公平税制の是正	8,200	1. 所得税減税の上乗せ	4,300	<3,740>	
(1) 有価証券取引税の引き上げ	(1,900)	(1) 基礎、配偶者、扶養三控除の	(1,800)	<1,600>	
(2) 貸倒引当金等の繰入れ率の縮小	(2,300)	1万円引き上げ			
(3) 給与所得控除の頭打ち復活	(700)	(2) 最低税率10%の据え置き等	(1,700)	<1,500>	
(4) 所得税の最高税率75%の据え置き	(100)	(3) 給与所得控除の最低控除額の	(500)	<400>	
(5) 納税環境の整備	(2,000)	5万円引き上げ			
(6) 利子・配当所得に対する課税の適正化	(1,200)	(4) 障害者控除など特別人的控除の引き上げ	(300)	<240>	
2. 景気浮揚による税收確保	1,700	2. 中小企業に対する設備投資減税の拡充	1,000		
3. 外国為替資金特別会計からの一般会計繰り入れ額の増額	1,620	3. 大衆増税の撤回	6,220		
4. 建設国債の発行	10,000	(1) 酒税の税率引き上げの見送り	(3,200)		
		(2) 中小企業の法人税率の引き上げ見送り	(2,000)		
		(3) 物品税の課税対象の拡大、税率引き上げの見送り	(350)		
		(4) 石油税の税率引き上げ等の見送り	(670)		
計	21,520	計	11,520		

2. 歳出

1. 公共事業の追加	10,000	1. 医療費の適正化	1,000
2. 医療保険制度の改悪阻止	2,496	2. 行政経費等の節減	3,146
3. 福祉・文教予算の充実	1,450		
4. 国債費の増額	200		
計	14,146	計	4,146

標準世帯(夫婦2人)の減税額

(年収300万円の場合)

	所 得 税	住 民 税	合 計
政 府 案	15,475円	11,200円	26,675円
改 正 案	21,500	13,600	35,100

(年収500万円の場合)

政 府 案	29,000円	17,800円	46,800円
改 正 案	39,100	22,200	61,300

国民のための豊かな森林づくり、国有 林野事業の民主的発展、充実のために

日本社会党政審議会農林政策委員会
日本社会党林業対策特別委員会

今日、地球的規模で緑資源の枯渇が問題化しており、森林を守り育てることが国際的にも緊急・切実な課題となっている。

いままでもなく、森林は、木材の生産、水資源のかん養、大気の浄化、自然災害の緩和、自然環境の醸成と保健休養の場等、国民生活にとって不可欠な資源である。

しかしながら、わが国の森林・林業は、高度成長期を通じた乱開発と過伐により資源の減少と荒廃、山村の人口流出・過疎化による森林管理機能の低下と低成長の長期不況によって、不振・危機的状況は深刻になっている。

わが国の森林・林業の中核的役割を担うべ

き国有林野事業の財政・経営の危機的な現状も、この日本林業の危機と不可分・一体のものとして進行している。

二一世紀へ向けての人類の課題は、平和な国際環境づくりと、資源・自然環境問題といわれている。

いままでもなく、木材は輸入できても森林は輸入できな

「資源小国」といわれるわが国において、森林資源こそ唯一の再生可能な資源であり、「国産材時代の到来近し」といわれているように、木材の自給率の飛躍的向上は、決して不可能な課題ではない。

今こそ切実な国民的要請にこたえ、国家百

年の大計の下に、日本の森林・林業と、その中核である国有林野事業の民主的再生・再建策を確立し、推進をはかるべきである。

1. 森林・林業の民主的再生・充実・発展のために

わが国の森林は、狭小な国土の七〇%を占め、国有林・民有林を問わず、いわゆる経済効率・私的資本的利潤動機をこえた公共的・社会資本的性格・機能を強くもつてゐる。

しかしながら、木材需要の七〇%にも及ぶ外材輸入と、住宅建設の低落等による国産材需要不振、山村の過疎化による林業労働力の減少と高齢化等のため、森林資源の保全・管理機能は著しく低下している。

このため、健全な森林・林木育成に不可欠な除伐・間伐等の手入れ、保育の立ちおくれによって脆弱な森林が増加し、来るべき「国産材時代」に暗い影を落とし、山地崩壊・水害等の多発・国土災害の危険性の増大・水資源の不足などの憂うべき状況を現出させている。

このような状況を打開し、森林・林業の民主的再生・充実・発展のため、林野・林業関係の行・財政のあり方について抜本的見直しを行い、森林資源の充実・公益的機能の拡充・山村と地域林業の振興と国産材

の振興、林業労働者、林業関係中小企業対策の充実、財政・予算措置について、具体的、かつ実効性のある林業政策の総合的展開を図ることが必要である。

(1) 森林資源の充実、公益的機能の拡充について

森林と林業生産の超長期に即した森林の公益的機能を総合的に充実・發揮させるため、長期的、かつ計画的な森林資源の維持・培養と適正な森林管理・施業の充実を図ること。

具体的には、①森林計画制度の徹底・充実、②各種保安林の保全管理の充実、③人工林における除・間伐その他保育の充実、広葉樹造林の開発・普及、④天然林施業の適切な推進、⑤基幹的林道網の拡充・整備、⑥乱開発に対する規制の強化、等について、制度・政策・財政措置について検討し、具体化を図ること。

(2) 山村と地域林業の振興について

地域林業の総合的振興・推進のため、市町村単位に、森林・林(産)業に関する地域振興策の計画化を助長・助成し、自主的な協業・共同体制の確立を推進するとともに、林業生産の担い手対策を充実し、山村地域の振興を積極的に推進すること。

そのために、地域林業振興計画法(仮称)の制定等について検討し、具体化を図ること。

(3) 国産材の振興について

外材主導の木材需給のあり方を抜本的に改め、製材・木製品輸入の見直しはじめ、外材輸入の政府間協定による調整と木材備蓄機構の改善を含む木材価格安定策の確立を図ること。

間伐材の利用開発の促進を含む木材流通策の充実、宅地対策の見直しと充実、木造住宅建設の促進、公的助成事業を中心とした国産材の利・活用の拡充・促進など積極的な国産材の需要拡大・振興を図ること。

国産材時代に備え、木材自給率の向上はじめ、抜本的な木材需給政策の確立と推進のため、関係団体等の公正な代表による木材需給対策会議(仮称)等の設置について検討し、具体化を図ること。

(4) 林業労働者、林業関係中小企業対策の充実について

林業・木材生産の担い手対策として、地域林(産)業関係中小企業の育成、及び林業労働者の雇用創出・雇用安定・労働条件の改善を積極的に推進すること。その一環として、次項の林業振興基金

(仮称)の制度化とあわせて林業労働法の制定について検討し、具体化を図ること。

(5) 財政・予算措置について

森林資源の公益的機能の充実、適切な伐採・造林行為と不可分であり、かつ森林の超長期性に即した保続経営・施業が不可欠の要件となっている。

しかも、森林・林業の現状、緑資源、国土・環境保全の充実を求める国民的要請にこたえるため、総体的なシーリングにとられない財政・予算措置が優先的・重点的に行われることが必要不可欠である。

また、国の出資を中心とした森林の公益的機能發揮に伴う応益分担等による財源をもつて、林業振興基金(仮称)等の創設について検討し、具体化を図るべきである。

2. 国有林野事業の民主的再建・充実のため

今日の国有林野事業の危機的ともいえる状況は、日本の森林・林業をめぐる構造的要因と密接・不可分である。

その危機からの脱出・民主的な改革・再建・充実、前項に示した森林・林業政策の抜本的見直しと不可欠な関係にある。

また、わが国最大の林野所有者であり、林業事業体である国有林事業の改革・再建なしには、日本の森林・林業の再生・振興はありえない。

本年一月一日に発表された林政審議会答申、「国有林野事業の改革推進について」は、一般林政の充実強化を含めた新たな政策展開の必要性を指摘してはいるものの、その検討は将来の問題として先送りし、立木販売の指向、現場部門の実質民営化の方向をうちだし、機構・要員の大幅縮減「合理化」を強要し、当面の収支均衡達成を最重要課題として、もっぱら国有林野事業の「自助努力」による改革を求めるものとなっている。

答申の求める方向で、新たな「改善計画」が策定され、推進されるならば、投資の効率化を大義名分にした手抜き施業による森林（資源）の荒廃・後退がすすみ、資源・環境の保全・充実を求める国民的要請からますますかけ離れ、国有林野と国有林野事業の存在意義さえ危うくしかねないものとならざるをえない。

国有林野事業の民主的再建・充実のために緊急に必要なことは、わが国森林・林業の中核的存在である国有林野事業の使命・役割の総合的発揮について明確に位置づけ

し、国有林資源の充実・保続重視の計画的施業の遂行、国有林野事業の使命達成にふさわしい事業実行形態及び運営のあり方、使命達成に必要な機構・要員の確保・充実、財政措置について、前項の一般林政の抜本的見直し、制度・政策の改善、充実と結んだ新たな政策・改善策（計画）の総合的展開を図ることである。

(1) 国有林野事業の使命・役割の総合的発揮について

国有林野事業は、狭小な国土の二割、全森林の三割を占め、しかも脊梁地帯中心に分布し、国土保全・国民生活上重要な役割をもっている国有林野を国民共有の財産として、適切に管理経営すべき任務をもっている。

その使命・役割は、①国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等、森林の有する公益的機能の充実、発揮、②木材はじめ林産物の計画的・持続的な生産・供給、③国有林野事業の諸活動、国有林野の利・活用等を通ずる農山村地域振興への寄与、等の三大使命を有している。

この三大使命は、相互に不可分な補完関係にあり、個別的に追求・達成されるものではなく、総合的に発揮・達成され

るべきものである。そのための制度・政策的保障、財政措置がなされなければならない。

(2) 国有林資源の充実・保続重視の計画的施業の遂行について

森林・林業の超長期性、国有林野事業の公共性、公益的機能を重視した適切な事業と必要な投資によって、国有林資源の整備充実が計画的・持続的に行われることが必要である。

そのためには、厳正な保続経営が確保・貫徹され、伐採と更新・造林行為が統一的に実施されなければならない。

とくに、現在国有林資源は「端境期」にあり、資源造成過程にある。したがって、短期的収支変動によって、計画された必要な施業投資を怠ったり、天然力活用による資源の後退を招来することは断じて許されない。

(3) 国有林野事業の使命達成にふさわしい事業実行形態及び運営のあり方について
森林・林業の特性、国有林野事業の役割・使命からみて、伐採・更新の統一性の確保をはじめ、関連諸事業の統一的・総合的に充実・推進のために、直（国）営によりその責を果たすべきである。

具体的には、①林産物の収穫・販売方法、及び素材生産・販売・種苗・育林等の主事業は直ようを主体として、責任ある実行体制の確立・充実を図ること。

②山村地域の地場産業振興対策として必要とする立木販売や各種事(作)業の請負による実行は、国有林野事業直ようなみの安全対策・労働条件が確保されるよう適切な価格算定を行い、手抜き・粗放作業の絶滅を期すること。③木材販売や土地売却以外の他の財産処分については、国民共有の財産として、適切、公正な販売・処分を行うこと。

(4) 使命達成に必要な機構・要員の確保・充実に ついて

資源造成期にある国有林野は、今日特にきめ細かな集約的施策が求められている。そのためには、とくに、事業実行末端職場の機構・要員を充実し、基幹部門の責任ある実行体制を確保すべきである。また、市町村の民有林野への行政指導が不十分な現状をふまえ、国有林野事業の組織・要員・技術を活用し、市町村と協力・協調して地域林業の振興を図るべきである。

(5) 財政措置について

国有林野事業の経営・財政の危機を克服し、使命達成に向け、健全性を確保・確立するためには、財政改善措置(一般財政・財源による助成等)が不可欠・緊急の課題である。

すなわち

① 保安林・治山・林道・保健休養・材木育種など、国有林野の公共的、公益的機能の確保・発揮のための事業と関連業務に必要な経費については、一般会計(財源)負担として、国有林野事業特別会計に繰入れること。

② 長期借入金については、必要な利子補給措置を講ずること。また、国有林野事業の経営基盤充実と基本条件の整

備のため必要な期間財政投融资資金の繰入を継続するとともに、円滑な資金貸付枠の確保を図り、償還期間等の借入条件については、民有林なみの改善を図ること。

③ 林業生産の長期性にふさわしい収支・損益経理が可能となるよう単年度収支均衡原則の見直し、緩和を図り、公益的機能確保のため、適切な管理経営に必要な勘定区分の設定と、資源内容の整備・充実の成果、及び資産状況を正確に反映・判定し得るよう所要の改善を図ること。

以上

政府の医療保険制度改革案の問題点と 党の態度(案)

日本社会党政策審議会 社会保障政策委員会

一、政府案の概要

(一) 被用者保険本人の給付割合の改定

1. 本人の給付率は、昭和六一年度から八割、それまでの間九割とする。
2. 本人についても、(三)の高額療養費支給

制度を適用する。

(一) 薬剤使用の適正化

次の措置を推進することにより、一部薬剤の給付除外は見送る。

1. 同種同効薬剤の重複投与、作用の緩和な薬剤の大量投与等の安易を使用傾向の是正等について、医師会等による会員指導その他自浄作用を促進する。
2. ビタミン剤等について重点的な審査を実施する。

(二) 高額療養費支給制度の改定

高額療養費支給の範囲を、現行の一カ月五万一〇〇〇円を超える自己負担部分から同五万四〇〇〇円を超える自己負担部分に改める。特に、低所得者については、国保、被用者保険とも、入院の場合三万円、外来の場合三万九〇〇〇円とする。

(四) 高額所得者の保険適用の見直し

標準報酬等級、国民健康保険税(料)限度額の上限を引き上げることにより、保険料負担の適正化を図る。

- ・標準報酬等級上限 四七万円→七十一万円
- ・国保税限度額 二八万円→三五万円

(五) 療養費の支給

1. 次の場合に療養費を支給する。
 - (1) 被保険者が高度の医療を提供すると認められる医療機関等であつてその申

請に基づき都府県知事の承認(地域や医療機関の特性を考慮して行ふ)を受けた医療機関において療養を受けたとき。

- (2) 保険医療機関において特別のサービス、特別の治療材料等であつて患者の選択によるものが適当なものとして厚生大臣が定める療養を受けたとき
- (3) 緊急やむを得ないとき(現行の療養費)

(三) 退職者医療制度の創設

1. 高年齢退職者は、退職後国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性の高まるときに給付水準が低下し、また、その医療費の負担は主として国庫と他の国保加入者(自営業者、農業者等)に依存することとなる。この不合理を是正するため、退職者医療制度を創設する。
2. 退職者医療制度の創設
 1. 高年齢退職者は、退職後国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性の高まるときに給付水準が低下し、また、その医療費の負担は主として国庫と他の国保加入者(自営業者、農業者等)に依存することとなる。この不合理を是正するため、退職者医療制度を創設する。

(六) 日雇労働者の健康保険の体系への取入れ

1. 日雇労働者健康保険制度を廃止し、その対象者を健康保険の体系へ取り入れる。
2. 日雇労働者健康保険事業の累積債務を償還するため一般会計から繰入れを行うことができることとする。

(九) 薬価基準の合理化

五九年三月一日から薬価基準を一六・六% (医療費ベース五・一%) 引き下げるとともに、

年金受給権者等、約二三〇万人) 及びその家族(約一七〇万人) 合計約四〇〇万人

(七) 国保に対する国庫負担の合理化

1. 退職者医療制度の創設により国保財政への影響等を考慮し、国保に対する国庫補助の仕組みを改める。(医療費の四五%プラス臨時財政調整交付金→医療給付費の五〇%)
2. また、国庫補助による財政調整機能を強化する。

- ・ 銘柄間に極端な格差のある医薬品については是正措置を講ずる。
- ・ 薬価基準の収載、削除基準の明確化を図る。

(十) 診療報酬の合理化

プライマリー・ケアの推進、在宅医療の促進と入院期間の適正化、良質な入院医療の安定的供給の確保等の事項に関して、緊急に診療報酬の合理化をすすめることとし、五九年三月一日から診療報酬を二・八%引き上げる。

(十一) レセプト審査の充実強化

高額レセプト等についての特別審査制の導入等により、審査体制の強化を図る。

(十二) 指導監査体制の強化

- ・ 専門医師等による顧問団の新設
- ・ 指導監査担当職員の増員
- ・ 傾向的に過剰と認められる医療費請求を行うり保険医療機関について、指定の更新は行わない。

(表1) 59年度予算案の国庫負担削減(医療保険関連)

(単位: 億円)

事 項	予算案	備 考
医療費適正化	△1,824	(うち薬価・診療報酬改定) △766
本人給付率	△293	9割(7月実施)
高額療養費 (限度額引上げ)	△3	5万1,000→ 5万4,000 (低所得者入院 3万、通院 3万9,000)
小 計	△296	
退職者医療制度創設	△2,355	(7月実施)
国庫補助の合理化	△1,544	
小 計	△3,899	
[制度改正分] 計	△4,195	
合 計	△6,019	
公費負担医療	△257	
合 計	△6,276	

(表2) 政府案の給付率改定

医療費自己負担の変化	対 象 者	現 在			改 正 案				
		本人	家 族		本人	家 族			
			入院	外来		入院	外来		
被用者保険	健康保険 { 政府管理健康保険 組合管理健康保険	中小企業従業員	0割	2割	3割	1割	2割	3割	
		健保組合のあるサラリーマン	0	2	3	1	2	3	
	船員保険	船員	0	2	3	1	2	3	
	日雇労働者健康保険	日雇労働者	0	3	3	健康保険に吸収			
	各種共済組合	公務員、公社職員、私学教職員	0	2	3	1	2	3	
国民健康保険	退職者医療制度	サラリーマンOB	}	3	3	3	2	2	3
	その他の国保	農家、自営業者など		3	3	3	3	3	3

- (注) ① 現在、被用者保険本人にある初診料800円と入院時負担金1日500円は全廃
 ② 改正後は被用者本人にも支払い限度額を適用
 ③ 改正案は7月実施の予定

(表3) 被用者健保の平均給付率等

	現 在	改 正 案
本人・家族平均給付率	90.5	86.1
同政管のみ	89.8	84.8
4人世帯平均負担額	3万7,900	4万7,400

二、政府案の問題点

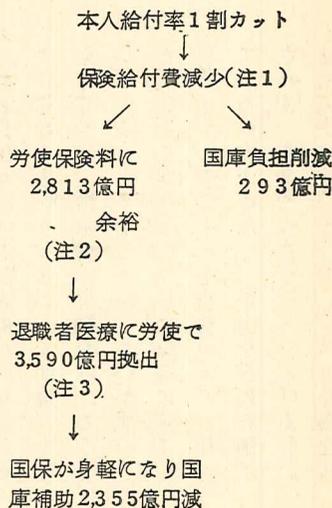
国の財政は、社会保障を支える手段でなければならぬのに、政府はこれを逆転させ、医療保険制度を財源調達的手段にしてしまった。

「経済成長率が低下し、財政も厳しい状況にあるなど、社会保障をとりまく環境は厳しく、先行きについての不透明感がある。こうした時期にこそ社会保障の基盤を固め、国民の不安感を払拭することが肝要である。」

これは、五八年八月に閣議決定された「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の一節である。政府の医療保険制度改革案は、明らかにこの方向に反している。

具体的な問題は、主として次の点にある。

- (一) 給付率のカット
病人が「受益者」の名のもとに負担増を引受けさせられるという事態は、社会保障の基礎的な原則に反し、所得再分配機能を低下させることになる。
- もっぱら患者の負担増を頼ったのは、それが一番手取り早いゆえ、退職者医療制度を媒介として、次のような財政効果を期待できたからである。



(注1) 給付率と医療費の関係を表すいわゆる長瀬方程式を採用し、受診抑制効果を見込んだため、給付費は一割以上減少する。

(注2) 各制度を通じて標準報酬総額の千分の四・四七に相当。

政管では千分の五・五六、一、四〇一億円の余裕が生じる。

(注3) 標準報酬総額の千分の五・七四に相当。

なお、給付率の引下げによる受診抑制効果は、高所得層にはほとんど表れず、低所得層ほど顕著となると考えられ、この点からみても、政府案は重大な誤りを犯しているといわねばならぬ。

(二) 退職者医療制度

その必要財源(合計四三七一億円)を、

被用者保険からの拠出と対象者(被用者年金の老齢年金受給権者で七〇歳未満の国保加入者約二三〇万人)の保険料(七八一億円)でまかなう、国は拠出しなすという変則的な制度になっていることが、最も問題である。

その他の問題は、「被用者保険並みの医療給付」をうたいながら、給付率は八割(被扶養者は被用者保険の家族と同様、入院八割、通院七割)にしていること。被用者保険からの拠出にハドメがなく、厚生省推計によると、標準報酬総額の千分の五・七四から出発して、二〇年後には千分の八・八、三〇年後には千分の九・八まで高くなること、実施主体が市町村、レセプト審査は国保連としたため、拠出する被用者保険サイドは運営に関与することができないこと、などである。

(三) 国保への国庫補助率カット

国保に対し、退職者医療制度創設で二三五億円の国庫補助を削減できたのに加えて、医療費の四五%の定率補助を、給付費の五〇% (医療費の三八・五%に相当) とすることによって、約一五四億円を削減した。これは、加入者の保険料(税)と自治体の負担を直撃することになる。

市町村を単位とする国保は、その保険料

(税)に著しい地域格差があり、世帯主・家族を含む被保険者一人当たり年額を五七年度実施してみると、最低の五八四八円(和歌山県北山村)から最高の五万七一一五三円(兵庫県氷上町)まで開きがあり、平均三万五二九九円(年二六万円で頭打ち)となっている。政府案は、国保制度をめぐることのような矛盾を克服することを避け、最も安直な道を選んだものである。

(四) 医療費の適正化

政府予算案においては、医療費の適正化対策によって、一八二四億円の国庫負担が削減できるとしているが、いったいどの対策で、どれだけの効果を目標にしているのか、医療費改定措置以外は全く不明である。そのうえ、政府の対策を個別にみると、著しく適正を欠いたものがある。たとえば一方で「特定承認医療機関」に領収書発行を「義務」づける方針なのに、一般的には「励行」とどめている。このため保険者は「医療費通知」にとりくまされることになるが、これを全員に通知するなどは、とうてい不可能である。

また、医療費の実態や構造について、十分に把握されないままになっている。たとえば、「四兆円産業」といわれる製薬企業にどれだけ流れているのかについても、ま

た、開業医師の地域別所得についても判るのには傾向だけである。医療費の「西高東低」や高額医療機器への過剰投資についても分析されていない。

三、党の態度

昨年十二月四日の「医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみの提唱」(田辺書記長談話)に則して対応する。これを促進するため、当面の集中作業の課題として(1)国民医療費の分析、(2)製薬業界の高収益の分析、(3)モデル的な地域医療の効果分析などを行い、これによって党の医療政策の充実をはかる。

「医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高めるとりくみの提唱」の骨子は、次の通りである。

(一) 政府方針の基本的な誤り

1. 患者負担が軽いと医者にかかりすぎるようになるという、まったく間違った考えに立つて、医療費の抑制をはかろうとしていること……どこかぐあいが悪いとき、ひどくならないうちに気軽に診ても

らう——このことが医療費のムダを作っているわけではない。正当な技術評価がされず、薬剤や検査で収入をあげるしか他に方法がない現行のシステムが慢性病

などに対する医療の効果を妨げ、患者と患者・住民との信頼関係を損なう原因になっている。

2. 医療費や医療機器の開発・生産・流通

・使用の全プロセスにわたって、メスを入れようとしていないこと……いま国民医療費(八三年度推計一四兆五〇〇〇億円)のうち、医療機関に投薬・注射料として約四〇%が、検査・レントゲン診断料として約一五%が支払われ、少なくともこの両者の六割(約四兆八〇〇〇億円)程度は、メーカーとその販売ルート等に医療機関から購入費用として支払われ(推定)、その結果製薬業界は、他業種の四倍以上という高い収益率を示している。

こうしたなかでゆ着と汚職が日常化し、主管局としての厚生省がこれに手をつけられず、東京地検など司法サイドが動かざるをえないというのは、「民間の活力」つまりは、*「企業の勝手」*に依存し、必要な公的コントロールや制度改革を避けようとする政府の基本的な態度に原因がある。

3. 国民の健康を、地域や職場の条件、自然環境などを含めて、生活全体の問題としてとらえていないこと……いまの医療で対応が困難なのは、ガンをはじめとす

る難治性の慢性病ばかりでなく、病気で
はないが調子が悪いといった「半健康」
の状態、超過密とゆき過ぎた管理社会に
起因する「心の病い」などがある。つま
り、医療費をふやす原因は生活のあり方
自体に潜んでおり、その対策としては、
小手先の財政調節ではなく、生活の質な
いし健康度を高めるための総合的な調査
・研究と中・長期の計画が必要となつて
いる。

(一) とりくみの基本的な目標

1. 三者提携の構築……政府が準備してい
る医療保険制度の改悪を阻止し、医療効
果を高めるといふ「大同」につくことと
し、各種市民グループ、医師等医療関係
団体および労働組合の三者提携を築く。
2. 医療効果の向上……予防重視など医療
内容の改善、医療効果の向上こそ財政効
果を高めるとの視点に立つて、医師と患
者の信頼関係を強めるとりくみや関連シ
ステムの改革を図る。
3. 薬剤・機器の公的規制……医薬品や医
療機器のあり方に公的規制の強化を求め
る一方、社会的な運動による民主的な監
視と規制を強める。
4. 生活健康度の向上……地域と職場から
心身の健康を損うおそれのある条件を見

つけ、これを除去しつつ、生活の健康度
を高めるようにする。

5. 国民医療費の計画的抑制……国民医療
費の抑制は、患者負担でなく行政責任に
よつて、関係システムの抜本的な転換を
重点として、総合的・計画的に行なう。
具体的な当面のとりくみ

以上の視点に立つて、当面、医療改悪を
阻止することに全力をあげるとともに、国
会をはじめ各級議会での政策活動と、地域
に根ざした大衆運動を結合させることによ
つて、次のようなとりくみを展開する。

1. 給付水準の段階的改善……本人・家族
の別や入・通院の別なく、段階的に全面
十割給付をめざす。この立場から、老人
医療の自己負担の解消、健保家族（いま
入院八割、通院七割）と国保（世帯主・
家族ともいま七割）の八割給付への改善、
重症者に対する介護者配置など、患者と
その家族の負担を軽減する。
2. 診療報酬制度の選択制……個別の診療
行為ごとに評価する現行の点数出来高払
い制度は、投薬、注射、検査などをくり
返すと「出来高」が上がり、いわゆる名
医や熟練技術が評価されないなどの欠点
をもっている。そこで、これとは別の支
払い制度（たとえば、登録住民数に応じ

てふえる主治医担当料制など）を併用す
ることとし、医師・医療機関の選択を可
能にする。

3. かかりつけの医師の確保……保険医療
サービスの担い手と受け手の安定した信
頼関係を築くため、かかりつけの医師
（＝主治医または家庭医）を選ぶ運動、
身近な公的病院を心あたかな市民病院
にする運動などにとりくむ。よい医師、
よい病院の条件としては、(イ)患者の訴え
をよくきき、症状や治療方針をよく説明
し、不安や負担を軽くすること、(ロ)投薬
や検査を慎重に行い、生活指導に重きを
おくこと、(ハ)必要なとき、適切な専門医
を紹介すること、などに重点を置く。
4. 医療資材の共同購入・共同利用……医
療資材（医薬品、医療機器等）について、
都道府県ごとに共同購入・共同利用を促
進し、価格の適正化だけでなく、品質の
チェック、関連情報の公開を進める。そ
の推進機構としては、地域の医療機関の
自発的参加を基礎に、国・都道府県の援
助を得るものとする。
5. 地域・健康プログラムの策定……健康
をめざす地域社会へのくみかえプログラ
ム（「地域・健康プログラム」と略す）
を小学校区など居住地域ごとに作り、市

町村単位でこれをまとめる。自治体が作業を本格化させるまでの間、これを住民運動として進め、保健医療分野のほか、合成洗剤の追放、有機農業への転換、安全食品の確保、自然環境の保全など「健康」を共通項とする住民の多様なとりくみを持ち寄ることとする。

以上のとりくみを推進するため、「医療保険の改悪を阻止し、医療効果を高める各界連絡会」（仮称）を中央および都道府県に設けることとする。このため、とりあえず日本医師会および都道府県医師会をはじめとする医師団体等に対して協力の要請をする。

て来た。

その中で一番大きな問題は基本年金の財源をどうするかという課題である。

全国民共通の基本年金の財源としては、直接税であり、法人、個人の事業体の事業活動の外型に課税する「所得型付加価値税」を社会保険料に最も近い税として取り入れることが基本年金の財源として適していると考えた。

国民の立場からみれば現在の年金制度のまだまだと厚生年金も二世紀のピークには最高三八％サラリーマンはその半分、一割九分の保険料負担ということになると大変である。しかし、最高千分の二三の程度はやむを得ないとすれば、基本年金は新しい財源を考へるほかないと考へる。

必要な費用を保険料にするのか、税にするのか、税にする場合も間接税（一般消費税など）にするのか直接税にするのか（所得型付加価値税など）これらは国民の立場からすれば選択の問題である。

「だから社会保険方式でなくてはならない」という厚生省の役人の頭の枠内で考へる必要はないのである。

社会党は「資料」として付した年金改革の第二次試案をもとに、今回の政府の改革案の欠かんとこれをのり超える「年金改革の構想」を示し、総評はじめ労働四団体、全民労協一

政府の年金改革に対する社会党の年金改革の構想(案)

一九八四・二・二七

日本では低成長下で高齢化社会を迎える。その高齢化対策の中の年金改革が緊急性をもつて来たことを否定するものはいないであろう。

問題は八つのタテ割り年金に共通する基本的年金をつくる、この一階の年金をどのような性格の年金とするかということが年金改革

の中心的課題である。

日本社会党政策審議会 年金改革総合委員会 社会保障政策委員会

社会党は、色々意見はあっても沢山の人がチエをしぼって中長期の展望をもつて論議し各界、各党の専門家が参加してつくった一九七七年（昭五二）の社会保障制度審議会の建議である「皆年金下の新年金体系」を土台として独自の補強をした年金改革構想を追究し

各党の意見をすり合せて更に討議を深め、より立派なものをつくりたいと考える。国会での徹底審議と国会外の討議を心より期待するものである。

一、政府の年金改正案の欠陥と社会党の年金改革構想（案）

（一）政府の年金改正案で年金は「長期安定」するか

(1) 年金の組立て方の問題点—国民年金法改正の目的として「国民年金の適用を拡大して基礎年金を支給する制度とすると共に制度の長期安定を確立する」ためとしている。

たしかに、八つの法律、二三の経営グループに分れている年金の一元の統合を目差して、「基礎年金制度を導入」した点、即ちタテ割り年金をヨコ割年金にして、高齢化社会、雇用構造等の変化に対応する、より安定した年金制度を目差して色々と工夫した跡は認められる。

しかし新年金制度の枠組みをみると幾多の制度上の欠陥をもつだけではなく、一九六一年（昭和三十六年）国民年金法制定以来、五ヶ年毎の再計算を経て年金改正を積み上げた歴史的成果を無視し、矛盾を拡大する

不安定要因が多い。

(2) 新年金制度の仕組み 次の四点セットで組み立てている。即ち、

- ① 現行年金制度の水準を三割以上切下げ
- ② 保険料負担を二〜三倍に引上げる。
- ③ 年金開始年齢は当面、六〇歳とするが、近い将来（昭七三）六五歳に改めることを予定。
- ④ 現行の年金受給者には従来の給付額を維持するが、物価スライド調整を行う。

以上の給付と負担と年金開始年齢と既裁定年金水準の四点は、基礎年金のもつ欠陥から相互に足を引っぱり合う結果になっている。

年が経つに従って厚年の基礎年金の水準は先細りになり、三分の一の国庫負担も減少する仕組みになっている。

基礎年金は物価スライド制、二階の標準報酬額は賃金スライド制が働き、平均標準報酬の六九％に年金水準を抑える仕組みで長期的には社会保険主義と称して基礎年金単価は最低保障のない最高年金となる仕組みである。

現在の厚生年金の定額部分の単価は二、〇五〇円である。「基礎年金の単価」は一、二五〇円で順次切り下げ、二階の老齢厚

生年金の標準報酬の給付率（乗率）を百分の一から、百分の〇・七五に切下げ、これから二〇年間（二〇〇五年）「平均標準報酬の六九％」（昭和六一年水準）に抑えるという組立てである。積立金にも問題がある。

（二）臨調、大蔵省の誤った戦略目標

以上、政府と第二臨調の年金改革の戦略目標は二つある。

① 基礎年金を導入して、一九九五年—昭和七〇年までに年金の一元化をする。年金給付水準を約三五％引下げる（国年は三三％、厚年は三五％）

② もう一つのねらいは将来にわたり国庫補助を縮小すると共に行詰った国民年金救済のための財政調整をするという二つの側面をもつ。

これらの背景には、これから二〇年（二〇〇五年）にわたり租税、保険料負担率を少くとも西欧より低い四五％以内に抑えようというのである。

そのため厚生年金の保険料は千分の二四〇以下とし、健康保険料は現在の千分の八五程度に抑えるという枠組みを設定しているのである。健康保険法の大改悪案はそ

の一環である。

政府の年金改革案は社会保険主義に拘わりすぎたため、折角の「基礎年金」が皆年金体制の土台である年金のナショナル・ミニマムとは程遠いものになっている。

基礎年金の財源を保険料にするか、税にするか、また、「どのような税」にするかは、すぐれて政策選択の問題であるにもかかわらず、土光臨調↓大蔵省のマイナスイリングの不当な圧力に屈して、これから五〇年、日本の高齢化社会での真に安定した年金づくりの目標を放棄したものとわざるを得ない。

社会保障というのは所得の公平な再分配を通じて国民生活を安定させる——「健康で文化的な最低の生活」を保障する（憲法二十五条）という理想を後退させるものであつては絶対にならないのである。

（三）社会党の年金改革の三本柱

社会党は数年前より、低成長下、日本の直面する高齢化社会に対応する社会保障の再編成→高齢化対策のための総合政策を建てよと国会においてくり返し論争して来た。

その高齢化対策の中軸となる年金改革について三つの柱を建てた。（資料参照）

① 第一の柱は 年金行政の一元化である。

八つの法律と六つの省に分れた年金制度のまま二一世紀を迎えるとタテ割り年金↓日本のタテ割り行政↓国会もタテ割り常任委員会の中で不公平と制度上の矛盾が増大する。即ち経済構造、雇用構造、人口推計（平均寿命の延長と出生率の低下など）の変動の中で各年金制度は行詰つてしまふであらう。

政府↓自民党は漸く、年金担当大臣を閣議で指名した。しかし法的な調整権もなければ一年毎に変わる素人大臣では大きな決断はできない。結果としては官僚ベースで臨調と大蔵省の財政の辻つま合せに終る結果となつた。

社会党は年金庁を設けて六省の年金行政を統合して年金改革の企画を一本にし、年金庁長官に国務大臣をあてるべしという提案をしている。

② 第二の柱は 名実ともに全部の年金に共通する「基本年金」制度を設けて一階年金とし、各制度を順次統合して報酬比例年金という二階年金をつくる。一、二階の公的年金を補完する職域年金をつくる。

③ 年金改革の第三の柱は 年金制度と雇用の保障の一体的改革である。

昭和三〇年代には全就業者の中の雇用労働者は約五割であつたが、現在は七割に達

し、二一世紀になれば九割近くになると推定されている。

しかも第三次産業（流通・情報・サービス関係）の雇用が五〇%以上に増大している。

雇用を増大させることによつて保険料を払う被保険者、労働力人口を増大させることは高齢化社会をのり切る上においても不可欠のことである。

中高年齢者の雇用、障害者の雇用、婦人の雇用の増大のための政策——特に労働時間短縮、定年延長を軸とするワークシェアリング（仕事の分か合い）、そのための企業責任の明確化は年金の開始年齢上げの前提として年金改革と一体的な重要性をもつものである。（各論参照）

社会党の政策は雇用に対する社会的規制を強化することである。

人間が一生を通じて働く喜びをもつことこそ、人権の基礎となるだけでなく、結果としては年金、医療保障の改革（財源対策を含めて）の基本戦略となるものである。

二、政府の年金改正案の欠陥と社会党の具体的な提案

（1）「基礎年金」制度の欠陥

なぜ社会党は「基本年金制」を採用するか
① 政府の基本年金は国民年金特別会計の枠内に「基礎年金勘定」を設けて厚生年金特別会計から夫名義の基礎年金分と妻名義の基礎年金分相当の拠出金を出し、三分の一の国庫負担分と合せて財源に当てる仕組みである。国民年金から落ちると年金権を失うことになる。

この基礎年金の給付水準は社会保険主義と称して四〇年加入で最高を月五万円に抑える。この五万円は最低保障ではなく、最高限度額であることから、実際の個人、個人の基礎年金はすべてこれ以下となる。

現行のペースで四〇年加入に延長すると月七万八千円であるから三五％程度の大変な切り下げである。国庫負担三分の一といつても実際には年金水準が低くなければ国の負担は少なくてすむ。

物価スライドのみであると一九八三年のようにスライド凍結など相対的にウェイトは小さくなる。老人の最低生活費を五万円とみていながら年金のナショナルミニマムの性格は全くない。

② 新国民年金の保険料は「自営業者等」即ち農業者、中小企業者、自由業者、無業者、日雇、五人未満の事業所の労働者と「その妻」である。

昭和三六年国年発足当時は全就業者の中の五割を自営業者等の「第一号被保険者」が占めていたが、現在は約七割が被用者サラリーマンであり、二一世紀になれば、九割に達するとみられている。

これらの第一号被保険者の保険料は月六八〇〇円（昭和六〇年一〇月）であるが、二〇〇五年（昭和八〇年）以降二倍の月一万三千円となる。夫婦で月二万六千円（昭和五九年価格）の定額保険料は所得の格差を無視した不公平な均一負担であつて低所得者保険料免除者が二八四万人、落ちこぼれ——無年金者は益々拡大することは必至であろう。

基礎年金の財源は、それにふさわしい所得の公平な再配分なものを導入しなければならぬ。

③ 社会党の基本年金——社会党は社会保障制度審議会が昭和五二年、内閣総理大臣に建議した案による「基本年金」構想をとり入れて、これを補強し、基本年金にふさわしい「費用負担」による真に国民共通の年金となる「基本年金構想」を提案している。社会保障制度審議会は内閣の諮問機関として学者を中心として各界を網羅した専門家を以て構成し、国会からも自、社、公（あるときは共）の各議員が立法の専門家

として委員となり、大蔵省、厚生省、労働省等の各事務次官も委員となっている。（殆ど出席しない）土光臨調のようなやつつけ仕事ではない。

社会党（第二次案）の考え方は、一〇年以内の準備期間を置いて不公平税制の是正などを前提として「年金保険料の負担の限界」（平均標準報酬の二三％程度）を配慮して制度審議会の「所得付加価値税」を導入して基礎固めをしようというものである。所得型付加価値税 法人又は個人の事業体の支払う賃金総額、利潤、利子、地代、家賃などで原価償却を除く事業活動のトータルの二％程度を徴収する。（一九八三年試算約五兆円）

分配前の所得にかける「直接税」であつて一般消費税のように、「間接税」ではなく、直接物価はハネ返ることもないし、社会保険料に最も近い税金である。

現在、基本年金の財源として論戦されている方式は次のようなものである。

① 所得型不加価値税（前述、外形標準課税ともいう）

② 一般消費税を年金に限定する（社会経済国民会議）

③ 各年金の保険料から拠出金を出し、国庫負担を三分の一加える。（政府案）

④ 保険料の労使負担割合を三対七とする。

(全民労働、同盟、総評等) 国庫負担の増加と併せて実施。

⑤ 基本年金の財源は全部資本家負担(共産党)

なお、制度審の案①を実施すれば現在の国庫負担三分の一等は順次減少する。

(政府案を改正する道は三分の一の国の負担を増大し、国民年金の外に「基本年金基金を設ける」という道もある。)

④ 社会党の「基本年金」の特徴

保険料負担の限界(百分の二三)を超えて財源を確保できるから年金水準を政府案より高いところでより安定させることができる。

政府の「基礎年金」は各年金制度の内側につくる(俗に内バキ年金という)から無年金の解消ができないばかりか、「四〇ヶ年最高五万円」であるからそれ以下の低い年金が多く出来て、現行厚生年金の「定額部分」よりも量・質ともに後退した制度となり、基礎年金に値しない。

社会党の「基本年金」は前年度平均給与(毎勤統計)の夫婦三〇%(単身者はその六割)一律とする。三〇年加入で月約八万円となる。年金制度の外につくる(基本年金基金) 俗に外バキ年金である。最低保障

年金である。

基本年金制度による年金制度の充実

① 無年金の解消(政府案のように定額保険料なし)

② 年金格差の是正(八つの制度、二三の年金の統合がし易くなる)

③ 年金の併給調整の改正がやり易い

④ 婦人の年金権の確立(離別するとき、政府案のような妻名義の基礎年金だけでなく、基本年金のほか二階の部分の夫婦折半がし易い)

⑤ 五人未満事業所の被用者年金の適用が促進される。

⑥ 国民年金の二階年金―所得比例の導入がし易くなる。

⑦ 自立した障害年金の確立

⑧ 国民年金の徴収費(約一千億円)が節約され、国年の経過年金の是正ができる。

⑨ 年金スライドの四月遡及に加えて毎月一回払いの実現

以上のほか昨年施行した国家公務員共済と三公社の統合法案の事後処理は政府の「基礎年金構想」では事実上不可能ではないか。

社会党の基本年金構想の導入で昭和六四年までの国鉄共済救済等の行つまりを打開する道が開ける。

特に産業ロボット、O・Aの時代を迎えて、従来の頭割りの保険料だけでなく基本年金にふさわしい財源を検討するのは当然であろう。

② 年金水準が低すぎて不公平である。

である。

——社会党は三階建て年金を提案——

年金水準を考える際、「基礎年金」と二階の「報酬比例部分」↓「新国民年金」と「新厚生年金」の夫々を考えねばならない。

① 政府の「基礎年金」の水準は四〇年加入で最高、月五万円であるから、平均でもなく、まして最低の保障でもないのであるから、余りに低すぎる。社会保険方式を貫くということでは現在二八四万人もいる国年の保険料免除者に勿論、新国民年金の中の「自営業者等」の中には失業者、無業者もあれば五人未満の零細企業の低所得者の中には「夫と妻」が共に含まれている。

四〇年加入して夫婦月一〇万円、保険料は昭和八〇年(二〇〇五年)頃で夫婦合計定額二万六千円(昭和五九年価格)も払うということになる。

定額保険料であるから中以下の低所得階層の落ちこぼれが予想される。年金が月三万円以下の人もあるであろう。とても魅力

のある年金とはいえない。

厚生年金の場合は夫名義、妻名義の基礎年金に分化しているように見えるが、保険料負担は夫の賃金で一括負担（昭六〇年一〇月より一二・四％）にするのであるから世帯単位であつて、個人単位ではない。従つて妻の二階はできない。

単身の男女サラリーマンは四〇年加入で新厚生年金は事後一二万七千円（五万円の基礎年金と報酬比例分）共働きの夫婦の新厚生年金も一二万七千円であるから現行の厚生年金の水準に比して同じ保険料を払いながら余りに低すぎる。

現行の厚生年金には定額部分のほか報酬比例部分がある（平均五〇対五〇）その外、月一万五千円の加給年金があるから三〇年加入の平均で平均標準報酬（二五万四千円）の六八％である。四〇年加入の平均モデル年金は八三％（約二一万円）になるところを三二年モデルの六八％に抑える。即ち、月平均一七万六千二百円ベースにしようというのである。

なおその新厚生年金の国庫負担は基礎年金の三分の一であるから現行の厚生年金の二〇％に比較し将来にわたつて少い国の負担ですむことになる。

この新厚生年金の水準は三三％以上の引

下げとなるし、男女単身者の場合は保険料は同じで更に五万円切り下げられることになる。

（注一）イギリスの基礎年金、週平均賃金の二五％

金の二五％

スエーデンは平均賃金の二二・

五％

（注二）ILO一二八号条約より改正の

老齢年金は基準に達せず（障害、

婦人年金は適合する）

経過措置で既得権は現行水準を維持するというが物価スライドで調整し、足踏みすれば実質引下げとなる。（施行日に五九歳から四四歳までの人には既得権として段階的に切下げる）

② 社会党案による年金水準

社会党の「基本年金」は、前年度厚生年金加入者の平均標準報酬のうち（「最高時平均給与」）の三〇％相当とする。

一人一人の年金計算は、それぞれの最高時給与（五〇歳前後）の三カ年平均によるポイント制で決める。

なお、昨年一九八三年の平均標準報酬の最高額は二六万二千六百円であり、その世帯割りは三〇％・約八万円である。但し単身者の場合はその六〇％・約五万円である。

この一階の基本年金と二階の基本年金を

合せた公的年金の水準は最高時賃金の六割とする。

年金の最高は四〇年加入として七五％程度に抑える。最高八三％よりは低いが下をあげて上を少し抑えるという仕組みである。社会党は三階に公的年金の二〇％を限度として職域年金をつくる。これは、「厚生年金基金」等の実態と「共済年金の特殊性」を考へて上積みすることになる。

一階は税方式で名実とも全国民共通の基本年金、二階はポイント方式で報酬比例年金、三階は補完的な職域年金をつみあげるという仕組みである。

三階はあくまで補完的なものであり、一・二階の公的年金の二〇％以下とする。

③ 政府案の保険料は高すぎる

——保険料と年金開始年齢の社会党案——

① 国民年金特別会計の中に「基礎年金勘定」をつくるのであるから、これに必要な拠出金にプラスして国民年金と厚生年金の保険料が決ることになる。（国民年金では月六八〇〇円のうち六千円位を拠出）

その保険料は修正積立方式で年金給付水準を維持するに足る「平准保険料」を計算して保険料を決める。

しかしこれは机上の計算であつて「昭和

五五年再計算」と「昭和五九年再計算」を比較すると、現行制度の下で更生年金保険料のピーク三五%が三八%に上る。国民年金保険料のピークは、一万三千円が一万九五〇〇円になっている。なぜ上ったのか。

これは人口推計で平均年齢が伸び、出生率が低下したためと政府はいう。しかし第一次、第二次石油ショックによる物価の上昇で、積立金の目減りとスライド財源の支出による影響も無視できないであろう。

保険料負担は政府見通し超えて上昇する可能性があるばかりか、次のような計算上のからくりも無視できない。

即ち政府は、これから年五%の給与改訂、積立金の連用利廻り七%、そうして各人のかける保険料の利子（予定利廻りという）を五・五%とみた上で、二〇二〇年（昭和九五年）以降も一年分の必要な保険料の積立てを計算しているのである。（ドイツ三ヶ月分、アメリカ二ヶ月分）保険料積立金を財政投融资に使うからくりが隠されているのである。

② 国民年金の保険料は昭和六一年四月の新法実施後月六八〇〇円で毎年三〇〇〇円以上引上げて、昭和八三年頃月一万三千円に引上げる計算である。

保険料は昭和五九年価格で月一万三千円

ということになると日雇労働者の夫婦も夫婦月二万六千円払うことになって、年金制度からの落ちこぼれはますます多くなるから保険料収入の欠陥が生ずる。

厚生年金会計からの基礎年金に対する拠出分は、昭和六一年施行から月六八〇〇円分を平均標準報酬の一二・四%（ピーク二八・九%）の保険料の中に含まれている。

しかも、厚生年金の単身者、共稼ぎ夫婦夫々の年金給付は、四〇年加入で月一二万六二〇〇円、保険料率は一二・四%であるから問題であろう。相互扶助というのなら社会党案のような税方式が公平である。

③ 厚生年金保険の保険料は現在の一〇・六%が、昭和六〇年一〇月から新法で一二・四%と一・八%引上げる。（女子は一・三%、以後毎年〇・二%引上げる）

厚生年金の保険料は年金開始年齢を六〇歳とすれば二〇一五年（昭和九〇年）をすぎると二八%台に入る（現行法のままでは三八%台）という見通しである。

改正案は当然のこととして六〇歳開始を昭和七三年（一九九八年）から昭和八五年の間に、六五歳まで段階的に引上げるということを予定して保険負担の限界の二四%（労働者一割二分）に抑えようというものである。

即ち、年金開始年齢は当面六〇歳としながらその内容は六五歳開始としているのである。

④ 社会党案は年金開始六〇歳、定年六五歳、社会党は年金開始年齢を六〇歳として、雇用保障—定年を「六五歳以上」としてゐる。

基本年金（一階）はすべて六五歳であるが、厚生年金はすべての雇用者年金は六〇歳とするため二階年金の前倒し（ビストル型年金）することになっている。

社会党案のように「年金開始は六〇歳、定年延長は六五歳」中高年齢者雇用促進法（ベナルテラづき）の改正によるワークシエリング（仕事の分かち合い）という高齢化社会の新しい雇用原則の確立を不可分とするのである。

即ち年金をもらう人の人口よりも働く人の人口（保険料を支払う側）を増加する政策が必要である。障害者雇用促進法の改正、男女雇用平等法の制定も然りである。

厚生年金の給付水準を維持し、保険料負担の上限千分の二三程度に抑えるためにも社会党案の基本年金構想の実現が必要となる。

(4) 婦人の年金権は確立されるか

——政府案の問題点と社会党の考え方——

① 「基礎年金」を離婚した婦人にも保障することは一歩前進であるが、政府改革案には次のような問題点がある。

④ 国民年金加入の「自営業者等」の中には無業者、日雇、五人未満の零細事業所に働く人及び「その妻」——月六八〇〇円の保険料は高すぎる。(昭和五九年価格で昭和八〇年月一万三千円) 婦人の年金は四〇年加入月最高五万円の年金(社会保険方式) 以下の人が続出する。

③ サラリーマンはその妻の保険料を厚生年金保険料の中で支払うことになっているが、二五年以上夫が厚年に(和年六年以降)入っていないければ基礎年金にながらない。四〇年加入して最高五万円とはひどすぎる。

③ 共働きの妻は厚年の保険料を支払っても四〇年加入で平均一二万六千円以下の年金しかももらえない。

④ 単身の女性の年金は四〇年加入しても平均月十二万六千円しかももらえない。

⑤ 婦人平均賃金が男性の六割以下で年金水準も低いままで年金の開始年齢を五五歳より六〇歳開始に以上げられ、昭和七

〇年すぎから六五歳に段階的に三段飛びで引上げられる。

実効のある男女雇用平等法ができそうにもない。年金改悪だけが独り歩きをすおそれがある。

② 婦人の年金権に対する社会党の考え方

社会党は「基本年金」という最低保障年金をつくって二階の報酬比例部分は夫婦対等の権利をもたせる。(離婚のときは二階の二分の一は妻のものとなる——西独方式) 政府案は、四〇年加入、最高月五万円であるが、社会党案は国民年金の場合(「自営業者等」)も基本年金を税で最低保障するから政府案のような不利な点はほとんど解決される。

社会党案は税方式による基本年金の上に所得比例年金の二階を積みあげられるので国民年金の給付水準が高くなる。

婦人の年金開始について厚生年金の現在の五五歳の特例を六〇歳にする場合次のような激変緩和の措置をとる。

「当分の間」婦人に、五五歳から減額年金を給付し、減額率は年四%(数理計算八%の半分)にする。(時間をかけて減額率をゼロにする)

実効のある男女雇用平等法。母性保障の確立などの措置をまっけて、男女の年金開始

年齢を揃える。(雇用と年金の一体的改正の項参照)

(5) 共済年金との統合はできるのか

——社会党の三階建て構想で

解決できる——

① 共済年金の統合——なぜ政府案ではむづかしいのか

政府の共済年金統合案では各共済年金会計から国庫負担三分の一をつけて国民年金会計の「基礎年金勘定」に拠出金をだすことになるが、厚年のような「定額部分」もなく年金計算方式が全く違っているから四〇年加入で平均賃金(手当を含む)の六九%に抑えるように二階建て年金をつくるのがむづかしい。

厚年方式——即ち通年方式を共済で採用しているのは三〇年加入以下の人(既裁定の六〇%)である。

共済方式(最低一年の平均月給を基準に計算)は三〇年以上の人が選択するから四〇年加入の人が増加するので、新しい厚生年金並みに平均標準報酬の六九%に抑えることになると厚生以上の大きな水準切下げとなる。

国庫負担分も当然のことながら、現在の

公社負担分を国の負担に変更しなければならぬ。

共済年金の歴史と性格の違う点を三階の職域年金として整理しなければ(三階建)統合はできない。

しかし、厚年と国年を統合して共済年金だけを現状のままにすることはできない。

特に昭和六四年以降の国鉄共済には、若年退職(行革)による共済年金受給者の増大という難問がある。

即ち—他の共済が五八歳と六〇歳で退職するのに、国鉄共済年金は五五歳と六歳で退職する。国鉄共済年金はこのギャップを埋めるためにも職域年金をつくらねば年金制度は成立しない。

共済には共済組合法制定前の恩給、年金がある。これら過去勤務債務の処理は、職域年金によるしか方法はない。

即ち、一階の基本年金と三階の職域年金のしつかりした構想なしに年金統合は進まない。

(6) 改正された障害年金は

一歩前進

① 障害基礎年金Ⅱ現行国民年金の障害福祉年金は障害年金(拠出制一、二級)に包含されて一本の障害基礎年金(一、二級)に

移行する。

一級の障害基礎年金は月七万二五〇〇円、二級は月五万円となり、一八歳未満(障害児は二〇歳)の子がいるときは加算が行われる。即ち子一人11月一万五千元、子二人11月三万円、子三人11月三万五千円の加算となる。

② 現行厚生年金の障害年金は改正案では一級二級三級と子の加算が加わる。

改正案の厚生障害年金は一級と二級は障害基礎年金は月六万二千五百円と月五万円の子の加算は国民年金の場合と同じである。二階部分の障害厚生年金は一級二級とも報酬比例部分として支給乗率は現行の千分の一〇が千分の七・五に下る。

一級二級には配偶者の加給年金(月一万五千元)があり、子の加算も国民年金並みである。

三級は二階の障害厚生年金のみである。

なお、事後重症の五年という期間は撤廃され、六五歳までの期間となる(この項は昭和五九年切り離して実施するよう政府提案)

③ 社会党の改正障害年金に対する考え方

障害福祉年金は二〇歳以前の障害者であり、これを障害年金(拠出制)に一本化するのはいよとしてその財源を現行障害福

祉年金相当分は国庫の負担とするが、引上げた上のせ分を一般の基礎年金の勘定から支出することは理屈に合はない。障害者の自立のためには、年金と共に障害者雇用の洗い直しを前提とするのが社会党の基本的考え方である。

労働省と厚生省のタテ割り行政の欠かんと克服することこそ真の行政改革である。

7 児童福祉で—児童扶養手当の後退は許されない

① 児童扶養手当は昭和三四年国民年金法制定のとき、母子福祉年金(死別)に見合う皆年金体制の補完的制度として発足したもので、主として生別の母子家庭を対象とするものである。

年四万人づつ増大し現在五七万世帯に達している。

昭和五九年改正で現行の所得制限三六一万円未満のものに十八歳未満の子に、一人月三万二七〇〇円支給(第二子五千円プラス、第三子二千円プラス)を改正案では所得制限三百万円に引下げるなど制限強化を実施する。

特に問題は夫の所得が年六百万円以上の場合は手当を支給しないと云う非常識なものである。死別であれ生き別れであれ、子

供にとつて変りはない。

父子家庭も放置できない。

年金制度と児童手当。児童扶養手当、特別児童扶養手当など児童福祉の問題に対する日本の制度は、国際水準からみて非常に低い。

児童福祉、母子福祉を改善して、児童の出生率を置きかえ水準（合計特殊出生率二・一児）まで復元することは人口構造の健全化、民族の活力のためにも大切な施策であり、政府の考え方には賛成できない。

(8) 雇用保障と年金制度の 一体的改革

政府の方針も社会保障制度審議会の建議すらも雇用保障の重要性についてのべているが、現実には、厚生省の年金改革と労働省の雇用改革には溝があり、タテ割り行政の欠かんと露呈している。

むしろ失業率の増大による雇用保険の赤字の増大によつて雇用保険法の改悪案が出されている。

婦人の共働らきの増大など急速な職場進出、中高年齢者の増大と深刻な雇用問題、障害者の増大と自立の要求など、日本の高齢化時代、産業ロボットなどの技術革新に対応する国と企業の社会的責任は重大である。

ワークシェアリング「仕事を分かち合う」雇用政策の転換は労使の対立を超えた国民的要求となっている。

おさなりの雇用改善を前提とする年金制度の後退は社会の連帯——民主主義を根底からつき崩す原因となるであろう。

社会党は年金改革と雇用保障の改革は一体的計画の下に進められなければならない、年金改革は支給開始年齢の解決もできなければ、年金の給付をうける側と保険料を負担する側（税と保険料）の比重を変えることもできないと考へる。

高齢化と第四の技術革新の波に対応する人間主体の確立——「人間復権」の中心的課題は労働であり「労働とは何か」から再出発する雇用保障制度こそ年金改革の前提となるものである。

社会党はおおよそ次の諸項目に対する法的転換を進め、年金改革のスケジュールに合せた計画的作業を進める。

- ① 定年延長は六五歳以上を目標とし働らく意志と能力あるものの労働権を尊重する総合的計画的政策を作る。
- ② 労働時間短縮——当面年二〇〇〇時間以下を目標とする。
- ③ 週休二日制の実現
- ④ 中高年齢雇用促進法の改正——障害者の雇用

率の改正と併行して中高年の雇用構造の变化に対応する雇用率の設定、適正な企業責任の明確化策を充実させる。

⑤ 男女雇用平等法の制定

⑥ 育児休業法の改正

自治体の中高年齢者雇用の創出、特に人生体験の先輩として社会活動面における役割り分担の拡大など。

特に婦人に対する積極的雇用の創出、ホームヘルパーなど日本のおくれた社会福祉サービス面での働らく場所の積極的創出が必要である。

⑨ 年金積立金運用は

「自主・有利運用」に

① 政府は「基礎年金は社会保険方式で」と決め込んで二階の報酬比例の厚生年金と合せて保険料を昭和六〇年から一二・四%として、五年毎の再計算で一・八%づつ上昇することにしている。

社会保険方式のもつ意味は修正積立方式ということになるので積立金運用内容、特に「運用利廻り」——利子収入をどうするかということと五年毎の再計算期に決める保険料をどうとるかということが一体で決められるということになる。

政府は果して自主運用と有利運用を目ざ

標準的な年金額（モデル年金額）の推移（年金額：月額）

改定年度（厚生年金保険）	標準的な年金額(1)	加入期間	直近男子り平均標準報酬月額(2)	水準((1)/(2))
48年度	52,242 円	27年	84,801円	62%
51	90,392	28	141,376	64
55	136,050(136,900)(注1)	30	201,333	68
61(改正案)	173,100(59年度価格)	32	254,000(注2)	68
成熟期	(改正案)	40	254,000	69
	(現行ペース)	40	254,000	83

(注1)()内の年金額は、直近男子の平均標準報酬月額 201,333円を使用した場合。(注2)推計値。

被用世帯用の年金水準

○年金額は59年度価格の月額

昭和61年の標準年金額(32年加入)

成熟時の標準年金額(40年加入)

夫 分	報酬比例部分 81,300円 (25.4万円 × $\frac{10}{1000}$ × 32年)	→	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 76,200円 (25.4万円 × $\frac{7.5}{1000}$ × 40年)	夫 分
	定額部分 76,800円 (注1) (2,400円 × 32年)		老齢基礎年金 50,000円	
	加給年金 15,000円		老齢基礎年金 50,000円	妻 分
計173,100円(68%) 現役男子の平均標準報酬月額 254,000円			計176,200円(69%)(注2) 現役男子の平均標準報酬月額 254,000円	

(注1) 昭和55年改正時の単価2,050円を昭和59年度価格に換算したもの。

(注2) %は現役男子の平均標準報酬月額254,000円に対する比率。

して社会保険審議会の厚生年金部会が答申した通り改善するであろうか。

② 社会党の考え方

第一は自主運用—保険料は払い込まれると労働者の意思と利益のために運用されるのが当然である。

日本はヨーロッパと異り積立金を大蔵省が握って官僚の縄張りとな財界の利益のために運用し、「目的と手段を混同して」積立金をできるだけ低利に使用目的も財界主導（戦時中は戦費の調達）によって運用されて来た。

一九六五年（昭四〇）の運用利廻りは六・三七で、今日は七・一％になっている。金集めの費用もいらぬし手数もかからぬこの資金の利子は低すぎる。

厚生年金の積立金は八四年三月末で四〇兆（国民年金はわずか三兆円余）であるから一％の運用利子を上げると年四〇〇〇億円利子収入が増大する。

現に農林共済年金は資金量の三〇％分を資金運用部に召し上げられていても七・七五％、私学共済は七・四九％の有利運用をしている。

政府は今まで資金運用部に全部入れて国のために運用して利益を全国民に還元するからよいなどと強弁している。

積立金運用と密接な関係のあるのは保険料の決め方である。世代間の公平のためと称して高い保険料をとるのが積立方式で厚生年金保険料のピークでは二八％台（労使折半、昭和五九価格）に引上げるといつている。

この場合、厚生年金の保険料収入と年金給付のための支出が逆転するのは一九九八年（昭和七三年）ごろからで、これ以降は一年余の余分の積立金を維持する計算になっているのも問題である。

（西独などは三ヶ月分、アメリカでは二ヶ月の余裕にとどめている。）

今度の政府改正でも単身者サラリーマン

一九八四・二・一六

郵政省の電々公社改革「骨子」案に対するわが党の見解

や男女共働きの夫婦の保険料は最初一二・四％から出発するとしても一人分の基礎年金しか返って来ない。

また一人一人の保険料を計算するときの「予定利廻り」は五・五％運用利廻りとの差をなぜつくるかと云う点も問題であろう。

社会党は一階の「基本年金」は年金税を充当することになっているからこれは完全な賦課方式であり、二階の社会保険年金（新厚生年金）を修正積立方式とするが積立金の自主・有利運用を保障する制度に改め、その上で国益を配慮した運用に切換える方針である。

以上

社会党政策審議会
電気通信対策特別委員会
委員長 安井吉典

一、郵政省が示した電々公社制度改革の骨子案は、公共性より電気通信事業の効率化を

求め利用者・国民の立場を無視し、国民共有財産である電気通信を巨大独占企業に売

渡し、利潤追求の手段にしようとするものである。

一、ことに、制度改革の基本となるべき当事者能力等についてあいまいにし、また労働基本権の規制をはじめ、政府の規制、拘束が随所に見られ、現行公社制度より悪くなる危険性すら含んでおり、到底認められるものではない。百年余の歴史をもち、国民経済・生活に重大な影響をもつ電気通信事業の改革にあたっては拙速な結論を出すべきでない。

一、わが党は、高度情報化社会におけるインフラストラクチャーとしての電気通信について公共性を確認し、国民共有の財産にふさわしい経営形態とする。また運営は、公開、分権、参加を基本にするとともに、雇用と労働基本権を保障していくなど、あくまで国民のための電気通信とすべく断乎闘う。

以上

一九八四・二・一七

豪雪対策と雪害救済に関する申し入れ

東北・北陸・中部をはじめ、九州一帯に、被害をもたらした今冬の豪雪は、三八豪雪・五六豪雪を上回るものであり、今後尚一層の豪雪による被害が予想される。同時に異常豪雪からくる融雪期のなだれ被害、又は農業施設等の融雪災害の多発が懸念されている。

政府は、三八豪雪、五六豪雪のような経験を経ながらも未だに「雪害」を災害として対処する姿勢が弱い。従って、今後、わが党は個人災害の救済をはじめとし、抜本的な豪雪被害対策に全力をあげて取り組む決意である。政府は、雪害に苦しむ住民の苦痛を救済するため、早急に次の措置を講ずるよう申し入れる。

一、緊急対策について

① 県・市町村の行方除・排雪事業をはじめとする雪害対策の特別支出については、予備費、特別交付税によって速やかに完全補填すること。

② 老人・母子・身障世帯等の除・排雪に対

する援助、自治体が行う住民生活安定のための特別給付に対する補助を行うこと。

③ 出稼ぎ労働者の除雪帰省及び旅費の支給について関連業界に対し、特別の指導を行うと共に、雪害被災地官公庁及び一般企業に対し、除雪特別有給休暇及び豪雪手当の支給を認めるよう指導すること。

④ 野菜・果樹等農作物をはじめ、ビニールハウスなど農業用施設、林業関係被害を救済するため、「天災融資法」の発動、「農業災害補償法」による共済金の早期支払い、長期固定負債の償還延期措置をとること。また林業被害については、激甚災害法に準じて、救済、復旧措置をとること。

⑤ 繊維、食品製造をはじめとする中小零細企業の損害を救済するため、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の融資枠の確保及び借入金の償還延長、所得税の確定申告期限の延長を行うこと。

⑥ 除・排雪支出に対する現行の災害雑損控除を改め、「除・排雪控除」制度を創設す

るとともに、その適用対象を雪害地域の全世帯とし、足切り額を設定せず一率控除とすること。

⑦ 雪害地域の諸物価安定のため監視を十分に行うとともに、生鮮食料品の確保をはかること。また雪害地域に対する救援物資の送付について送料免除の措置をとること。

⑧ 災害弔慰金法の改正を緊急に行い、弔慰金及び負傷見舞金の引上げ、負傷見舞金支給要件の緩和をはかること。

⑨ 雪崩の発生に対する監視体制の強化をはかること。

⑩ 被害状況にかんがみ「激甚災害」指定を速やかに行うこと。

二、地方財政負担の軽減について

① 文教施設、福祉施設等に対する除・排雪費補助の増額をはかること。

② 市町村道に対する雪寒補助制度を創設するとともに、除・排雪による道路の損傷の復旧に対する補助を行うこと。

③ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の補助対象事業に、ガードレール等道路付属物の損傷復旧事業を加えること。

三、豪雪対策の強化について

① 特別豪雪地帯の指定基準の緩和及び「地

吹雪」の指定など生活圏の実状にそうよう改めること。

② 県・市町村の大型除雪機械の配備に対する補助の拡大、流雪溝、消雪工、融雪装置に対する補助率の引上げと補助対象の拡大を行うこと。

③ 豪雪地帯の住民による除・排雪機械共同購入に対する補助制度を創設すること。

④ 東北と北陸・中部の雪質の相違にかんがみ、北陸・中部に新たに「雪害対策研究所」を設置すること。

⑤ 福祉施設の冬期加算金増額、学校施設の危険校舎改築補助対象建物の耐久度点数のかさあげ等を行うこと。

一九八四・二・一七

「不動産取引公正審査機構」(仮称)設立 の中止を求める申し入れ

建設省は、財団法人「不動産取引公正審査機構」(仮称)以下「機構」の設立を近く認可しようとしているが、「機構」は、その検討経過、組織、事業内容について、以下の問題点を含んでいる。

⑥ 積雪寒冷地における固定資産税の減免を制度化するとともに、積雪寒冷地の指定の見直しと手当の増額を行うこと。

⑦ なだれ防止対策を強化すること。

一九八四年二月一七日

日本社会党中央執行委員会
委員長 石橋政嗣
日本社会党政策審議会
災害対策特別委員長

川俣 健二郎

内閣総理大臣

中曽根 康弘 殿

(1) 検討経過の問題点

① 「機構」検討の根拠は、「住宅審答申」、「国会附帯決議」、「消費者保護会議確認」に求められているが国会附帯決議をはじめ、

求めている施策は、建設省及び地方自治体等の行政の対応力の強化、すなわち消費者、利用者、住民の立場にたった制度の整備、人員を含む窓口の拡充、業界等に対する行政指導の強化である。

② しかも「機構」の検討は、国会決議の一年半後、消費者保護会議の一年二ヶ月前に「住宅審」とはまったく別途に「検討委員会」を設け進められており、「検討委員会」の設置、あるいは「機構」という財団法人設立の結論は、前記三機関の要請にその根拠をおくことは理解しがたい。

③ 検討委員会は、通算十七名で構成されているが、建設省五名、業界四名、東京都二名、国民生活センター二名、学者三名、消費者代表（主婦連）一名という構成は次の点で不自然である。すなわち、苦情を抱える住民団体が不在であり、消費者団体代表も一名しかいないこと、紛争処理の機会に接することの多い弁護士、裁判官、あるいはその経験者が一名もいないことである。同時に、重大な問題にも関わらず各界の意見集約も十分に行われた形跡がない。（例えば区分所有法改正試案に対する法務省の意見集約活動と対照的といえる）。

(2) 組織上の問題点

① 「公正審査」が何故、法的根拠のまったくない財団法人に求めうるのかまったく不明である。更に指摘すれば、不動産業界、金融業界に出資を仰ぎ「公正」がどの様に保たれるか極めて疑問である。

② 「機構」の目的のひとつに、宅建業界の健全な発達及び流通の円滑化が含まれているが、これは、財団法人「不動産流通近代センター」と重複するものであり、また「機構」が行おうとする一次的事業は「センター」において十分に行い得るものである。これは屋上屋を重ねることとなり、政府のいう「行革」の趣旨に反し、公益法人認可の基準からはずれるものである。

(3) 事業内容の問題点

① 業界がその社会的責任において進めるべきこと、行政機関が責任をもつて対応すべきことがけじめなく、財団法人の事業に委ねられようとしている。最も混乱がみられるのは、「事業計画(案)」において、建設省、自治体等の機関が、財団法人に「上申」するとなっていることである。これは実態からみて行政が業界の判断を仰ぐこととなる。

② 「高度な専門的知識に基づき、かつ、公正・中立な立場に立って、調停、仲裁等に

より処理する、いわば上級審的な「第二次処理機関」としての役割りを担う（「検討委員会」提言）という「機構」の性格は、司法の分野を侵すものであり、行政機関においてすら根拠法をもつて、かつ、司法権を侵さぬよう慎重に対処すべき問題である。

③ 仮に「調停」、「仲裁」が「機構」の「設立趣意書(案)」の如く行われるとすれば、司法府に係争が持ちこまれた場合、その判断材料にされる可能性が強く、かかる法的根拠を何ら持たない機関による準司法的行為の行使は、国民にいたずらに予断を与え、国民の訴訟権に対する実質的抑制機能を持つことになる。

以上のように、「機構」はその設立の根拠が希薄であるばかりでなく、行政の確な対応力の強化を忌避し、消費者保護行政を歪めるものに他ならない。同時に、法的根拠を持たない、しかも、財団法人に準司法的判断を行わせることは、極めて有害である。地方自治体、宅建業所管官庁の窓口の実態上、特別機関が必要と判断するなら、司法界と協議し、住民団体の意見を十分に尊重し、法律にもとづき、行政機関として設置すべきである。したがって、「機構」の設立を中止し、責任ある行政機関において苦情、紛争の防止と処理に努めるよう要求する。

一九八四年二月十七日

日本社会党政策審議会 建設部会
部会長 村田 秀三

建設大臣

水野 清 殿

一九八四・二・二一

たばこ・塩事業の改善についての申し入れ

わが党はこれまで専売制度・公社制度の歴史的社会的役割を評価し、専売制度・公社制度を維持し、発展させる方向に立つて経営の自主性を制約する諸条件の撤廃と制度改革を求めてきました。しかし、昨年来臨調などで展開されている専売公社の分割・民営等の議論は、本来の公共的目的遂行のためのものとはいえず、反対するものです。

わが党は、最近のたばこ事業をめぐる情勢の変化と国際的な関係等を考えるとき、流通の自由化の進展と外国たばこ資本との競争の激化は避けられず、わが国たばこ産業を維持

国民生活面に深刻な事態をもたらすので、認めないこと。

二、経営の自主性を認め、当事者能力を与えるため、予算上の制約を撤廃し、業務範囲・投資範囲を拡大し、資金調達・資金運用の多様化を認めること。

三、近代的な労使関係を確立するため、給与総額制など一切の公的統制を撤廃するとともに労働基本権を保障し、労使間の自主交渉、自主解決の体制を確立すること。

四、葉たばこ耕作者、たばこ販売店の生活安定のため、葉たばこの全量買取制度、小売店指定制度等現行条件を維持すること。

五、たばこ事業関係従事者の雇用不安の増大に対し、雇用の確保と労働条件の改善をはかるとともにそれらについての長期的展望を明らかにすること。

六、財政収入の確保のため、定価制度と現行の税率を維持するとともに、現行の従価税方式を従価税と従量税の併用方式に改めること。また、現行地方たばこ消費税を維持すること。

七、喫煙と健康問題に配慮し、消費者が安心して吸えるたばこの開発、喫煙と健康問題に関する研究と情報の公開・環境汚染対策等を充実すること。

八、塩事業の公益専売制度を今後とも維持す

・発展させていくためには「公共性と企業性の調和」を基本にした民主的改革と体質改善が不可欠であり次に指摘するような主要な内容を保障する民主的経営形態が重要であると考えます。

したがって、政府は、当面、左記の事項について、実現をはかるよう強く要請いたします。

記

一、たばこ・塩事業の分割・民営は、外国資本による国内市場の完全支配をもたらし、

ること。

一九八四年二月二日

日本社会党専売対策特別委員会

委員長 広瀬秀吉

大蔵大臣

竹下登殿

一九八四・三・六

国鉄運賃値上げと地方交通線に対する割増運賃制導入反対の申し入れ

国鉄は二月三日、旅客・貨物平均で約八%の値上げを四月二十日をめどに実施することを運輸大臣に申請した。そして今回は特に全国一律運賃を改め、初めて地域別運賃制度を導入し、全国一七四線の地方交通線に対する割増運賃を課すことにしている。

そしてこれらを実施することにより、全体で約一、八〇〇億円の増収を見込んでいるが、その内地域交通線にかかわる割増分の増収は約五〇億円となっている。

しかしこれらの内容は、今日の国民生活にとってきわめて重大であり、とりわけ割増運賃制を強要される地区においては、地方交通線の撤退ともあわせて地域住民に二重の負担をかけ生活破壊につながるものである。国鉄の再建問題が、きわめて重大な政治的課題であるだけにその具体策については国民から広く支持されるものでなければならぬ。その意味においても今回の運賃値上げは、国鉄再建についての総合的な施策のないままのもの

であり、とりわけ地方交通線に対する割増運賃制の導入は、「法の下の平等」を定めた憲法第一四条及び全国一律運賃制を採用している国有鉄道運賃法に抵触する疑いがあり断じて容認できない。国鉄当局はこれまで地方交通線の切り捨てや貨物駅の廃止など地域住民の意思を無視して一方的に反動的な施策を強行してきている。このことに対し国民は激しい批判を行っているが、このたびの理不尽な運賃値上げに対する反対の声は日増に高まっている。

よって政府は、かかる理不尽な国鉄の値上げ申請、とりわけ特定の地域住民に不当な負担を強いる、いわば憲法違反とも言える格差運賃の導入に対しては絶対に認めることのないよう特に強く申入れるものである。

右、申し入れる。

一九八四年三月六日

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

日本社会党国鉄再建対策委員長

小柳勇

運輸大臣

細田吉蔵殿

編集後記

今年の天候は異常としかいいようがない。寒冷前線の南下によって、北海道から九州まで平均気温を大幅にわたった。冷えきった日本列島となった。

気象庁の長期見通しによると、春は遅くつめたい夏となり、特に東日本は四年続きの冷害のおそれがある、といわれている。この異常な気象は我国だけではなく、昨年アメリカにおける熱波の被害は大きく、世界の食糧倉庫をゆるがせ、穀物相場を高騰させた。

いま我国は「飽食の時代」といわれ、表面的には豊かな食卓に恵まれているが、一歩裏側からみると、食糧の七〇％は輸入に依存している「危険な食卓」といえる。

国民の主食である米は、三年連続の冷害によって自給がひつ迫し、昨年の一〇月にはわずか一〇万トン（消費量の六日分）しかなく、五年産米の早食で、やっと食いつないでいる。今、町の米屋さんに積まれている米も超古々米といわれる五三年産米の混米によって、何とか需要を満たしている。

「ありあまる米」という宣伝のうらには、実は食べられる米は不足していたというのが本当だ。

四年連続の冷害となつたら、米不足は必至といわれている。
減反政策のつけがまわってきたといえよう。

K

政策資料編集委員会

委員長	嶋崎 謙
編集委員	細谷 治嘉 藤田 高敏 佐藤 観樹 岩垂 喜喜男 山崎 昇 山田 謙 竹田 四郎 遠藤 隆次 渡辺 博 館林 千里 福岡 義登
兼事務局長	小林 高摩三
会計監査	片山 甚市
	岡田 利春 湯山 勇 武部 文 井上 普方 赤桐 操 矢田部 理 寺田 熊雄 沖崎 利夫

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします
郵便振替 東京 8180821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1984年4月1日発行

政策資料第211号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎 譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館

電話 東京03(581)5111 内線3880～4

定価300円 (送料 50円)
